

事業者 各位

(公社) 京都労働基準協会 丹後支部

低圧電気の取扱業務に係る特別教育 (開閉器の操作業務限定) の開催について

労働安全衛生法では、労働者の安全と健康の確保を図るため、一定の危険有害業務に係る特別教育の制度を定めています。

この特別教育の対象業務には、以下の業務が含まれます。

1. 配電盤室・変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうちで充電部分が露出している開閉器の操作の業務

2. 低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務

これらの業務に労働者を就業させるときは、事業者は当該業務に係る特別の教育を行わなければならないと定められています。

このたび、上記1について、下記のとおり特別教育を実施します。つきましては、この機会にぜひ受講くださいますようご案内申し上げます。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 対象業務 | 上記1の「配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうちで充電部分が露出している開閉器の操作の業務」
※ <u>直流・750ボルト以下、交流・600ボルト以下の低圧電気</u> |
| 2 講習日時 | 令和7年12月9日(火) 午前9時～午後6時20分頃 ※受付午前8時45分～ |
| 3 講習会場 | 野田川わーくぱる 2階 視聴覚室（与謝野町四辻161）敷地内全面禁煙  |
| 4 講習科目 | 【学科】（1）低圧の電気に関する基礎知識
（2）低圧の電気設備に関する基礎知識
（3）低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
（4）低圧の活線作業及び活線近接作業の方法
（5）関係法令
【実技】（1）低圧開閉器の操作〔1時間〕 |

- 5 修了証の交付 所定の科目および時間を受講された方には修了証を交付します。
- 6 受講料等 受講料【会 員】 9,900円(税込)
【非会員】12,100円(税込)
テキスト代 770円(税込)
※受講料等の振込後は、返金致しかねますので、あらかじめご了承ください。
- 7 定 員 24名(下記の特別教育の合計)
・低圧電気の取扱業務に係る特別教育(開閉器の操作業務限定)
・低圧電気の取扱業務に係る特別教育(開閉器の操作業務・充電電路の敷設・修理業務)
※各コースの人数は申込状況に応じて調整いたします。
- 8 申込方法 【WEB予約】
京都労働基準協会丹後支部ホームページ「WEB 予約」からお願いします。
支部事務所での受付・FAX・電話受付はありません。
丹後支部ホームページ：<https://www.kyokuren.or.jp/tango/tango.htm>

【WEB予約以外の方】
京都労働基準協会丹後支部ホームページから申込書を印刷し、受講申込書と必要書類を予約開始日以降に支部に到着するように、郵送してください。
申込書到着時に定員に達している場合は、受付終了となり受領できません。

※申込入力・記入ミスによる修了証再発行は1枚1,650円必要になります。
- 9 受付期間 令和7年10月9日(木)午前10時～令和7年11月28日(金)午後12時まで
- 10 申込・問合せ先 〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷868(織物センター内)
(公社)京都労働基準協会 丹後支部(担当：伊達 不在の場合もあります。)
TEL：0772-62-5495 FAX：0772-62-5509

以上